

【法律の基礎知識】

株券電子化

平成 20 年 10 月 13 日
文責 弁護士 六川浩明

注：本稿は、宝印刷ディスクロージャーニュース平成 20 年 10 月号に掲載された拙稿に、若干の加筆を行ったものである。

一 はじめに

1 株券電子化は、証券決済法制改革の一環として、株式等についてこれまでの保管振替制度から、新しい「振替制度」へ一斉に移行することで開始される制度である。

振替制度に同意した会社の株式は、「振替株式」として、振替機関及び口座管理機関において加入者の振替口座簿に記録されることによって管理されることとなる（振替法 13 条 1 項、128 条）。

2 法制度の変遷

（1）社債、株式等の振替に関する法律

まず、平成 13 年 6 月に「短期社債等の振替に関する法律」が成立し、翌年 4 月に施行されて、まず CP の電子化が実現した。

次いで、平成 14 年 6 月に、同法を「社債等の振替に関する法律」に改め、振替制度の対象を社債・国債等の純粋な金銭債権に広げ、単層構造であった振替制度を多階層構造とする改正がなされた。

そして、平成 16 年 6 月にいわゆる決済合理化法（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律）が成立し、同法の施行日（平成 21 年 1 月施行予定）をもって、上場会社の定款に規定されている株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更の決議をしたものとみなし（決済合理化法附則 6 条）、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」という）と改称し、株式、新株予約権、新株予約権付社債等についても振替制度を導入することとなった。

（2）会社法

平成 16 年商法改正ではじめて株券不発行制度が導入され、定款で定めれば株券不発行とすることが可能となり、平成 18 年の会社法施行により、それまでの原則と例外を逆転させて、株式会社では株券不発行を原則とし、とくに株券を発行する場合は定款にこれを定めることとなった（会社法 214 条）。会社法上、株券不発行会社においては、名義書換えは原則として、株主と株式取得者の連名による共同請求を要し（会社法 133 条）、株主名簿への記載が会社・第三者への対抗要件となる（会社法 130 条）。

3 株券電子化による会社法上の諸制度の変容について、以下、テーマごとに簡単に整理することとしたい。

二 振替株式の譲渡

(1) 効力要件

AからBに対して上場会社T社の株式100株を譲渡する場合、Aからの振替の申請により、Aの口座の保有欄からT社株式100株が減少し、Bの口座の保有欄にT社株式100株が増加する記録がなされることにより、効力が生ずることとなる（振替法140条）。

(2) 対抗要件

振替株式について、対会社対抗要件は株主名簿の記載であり、対第三者対抗要件は振替口座簿の記録である（振替法161条3項、会社法130条）。

（なお、非上場会社の場合、株券不発行会社においては、対会社及び対第三者対抗要件は株主名簿の記載であり、株券発行会社においては、対会社対抗要件は株主名簿の記載であるが対第三者対抗要件は株券の占有となる（会社法130条））。

三 株主名簿

現行の上場会社における株主名簿は、保管振替制度を利用している株主の明細である「実質株主名簿」と、同制度を利用していない株主の名簿である一般株主名簿の二元管理となっており、剰余金配当や議決権行使等の株主確定の際には、双方の名簿を名寄せし、名寄せ後の株主名簿にもとづき権利を付与すべき株主を確定している。

実質株主名簿は一定の基準日時点での実質株主通知により更新されるが、一般株主名簿は株式取得者からの名義書換請求等により日々更新されている。

一方、振替法では、発行会社は、株券の存在を前提とした保管振替機関と実質株主の共有関係が解消されるため、実質株主名簿の作成が不要となり、株主名簿による株主の一元管理が可能となる。

株券電子化後は、①口座管理機関から振替機関に対し一定日時点における加入者情報（株数情報）を提供し、②振替機関において各口座管理機関から提出された加入者情報を集約し名寄せを行い、③振替機関から発行会社（株主名簿管理人）に対し株主の住所・氏名、所有株式数等を通知し（＝総株主通知）、④発行会社（株主名簿管理人）は総株主通知に基づき株主名簿を書き換え、権利付与対象株主を確定する。

すなわち、株券電子化後は、振替制度の対象となる株式については、原則として総株主通知によって株主名簿の内容が更新されることとなる（振替法152条）。

会社法に定めている株主名簿記録事項のうち、株券発行会社に係る事項及び振替口座簿の記録事項とされた信託財産の表示に係る事項を除き、臨時の基準日を定める事態がない限り、事業年度の末日と中間期のみ、株主名簿の記録が更新されることとなる。

四 総株主通知

総株主通知には2種類のものがある。

第一に、振替法に定められた時期における総株主通知であり、振替機関は振替法151条1項各号に掲げる場合（決算期末、中間決算期末、株式分割、株式併合、取得条項付

株式の全部取得、会社合併等)のいずれかに該当するときは、会社に対して総株主通知を行う。

第二に、発行会社は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該発行会社が定める一定の日の株主についての通知事項を、発行会社が費用を負担したうえで、発行会社に対して通知するよう請求することができる(振替法 151 条 8 項)。ただし、発行会社が、四半期会計期間の末日ごとに総株主通知の請求をする旨をあらかじめ振替機関に通知した場合の当該総株主通知は課金対象外である。

この「正当な理由」の内容については、「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」が、日本証券業協会証券決済制度改革推進センターにより公表されている。「正当な理由」の内容は、次のとおりである。

- ① 発行者が、法令、上場規則、定款その他の規則(以下「法令等」という)に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。
- ② 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- ③ 発行者が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- ④ 上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- ⑤ 定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。

もっとも、次に掲げる場合には、正当な理由は認められず、発行者は総株主通知の請求をすることができない。

- ① 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- ② 犯罪目的を有するとき。
- ③ 公序良俗に反するとき。
- ④ 第三者への漏洩を目的とするとき。
- ⑤ 株主に対する営業行為を目的とするとき。
- ⑥ 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

五 権利推定と善意取得

振替口座簿に記録された加入者が振替株式についての権利者と推定される(振替法 143 条)。そして、振替株式の振替を受けた者は、悪意又は重過失がある場合を除き、増加の記録にかかる株式に関する権利を取得する(振替法 144 条)。

六 議決権行使

発行会社が、基準日後に発行された株式を取得した者に議決権を与える場合に、その議決権をいかに把握するかが問題となる。

会社法上、基準日現在の株主の権利を害することがない場合には、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部について議決権を行使することができる者と定めることが

できる（会社法 124 条 4 項）。このように、発行会社が株式を発行した場合には、総株主通知を待

つことなく、株主名簿に記録される（会社法 132 条 1 項 1 号、振替法 161 条 1 項）ことから、株主名簿の記録に従い議決権を行使させることとなる。

七 少数株主権の行使

株主提案権や株主名簿閲覧謄写請求権などの少数株主権の行使については、株主名簿の記録は会社に対する対抗要件とならない（振替法 154 条 1 項による会社法 130 条 1 項の適用除外）ことから、振替口座簿の記録を会社に対して通知してから行使することとならざるを得ないが、少数株主は、まず口座を開設している証券会社等に、個別株主通知の取次をするように申し出ることが必要となる。

振替口座簿の記録内容については、基準日時点の状況につき総株主通知という形で会社に提供されるものの、期中の状況については発行会社に対し逐次提供されない。そのため、個別の株主が少数株主権等の権利行使を行う場合には、権利行使日時点（正確には権利腰を行うために個別株主通知を行うよう請求した日時点）での株式の所有状況等を発行会社に通知しなければ行使できないこととされており、この通知は個別株主通知と称されている。

八 種類株式、新株予約権付社債、新株予約権

上場会社が種類株式を発行している場合において、当該種類株式が上場されていない場合、種類株式は振替制度の対象外となる。そこで、株主名簿管理人で別途作成管理している種類株式に関する株主名簿によって、種類株主の状況を管理することが必要となる。

振替制度が適用される新株予約権付社債は、①取引所に上場される転換社債型新株予約権付社債、②非上場の総額買取型新株予約権付社債の 2 つである。

振替制度が適用される新株予約権は、①取引所に上場される無償割当新株予約権、②総額買取型新株予約権の 2 つである。ストックオプションとしての新株予約権については、当該新株予約権が上場しておらず、新株予約権証券も発行されていないし、譲渡制限が付されていることが通例であることから、振替制度の対象外となる。

九 担保設定

株式に対する担保権設定として質権と譲渡担保がある。振替株式の質入れは、質権設定者の口座から質権者の口座の質権欄に、質入れの株式数が振替記録されることをもって効力を生じる（振替法 141 条）。たとえば、債務者 A が債権者 B に対して、上場会社である T 社の株式 100 株を質権として担保提供する場合、A の口座の保有欄から T 社株式 100 株が減少し、B の口座の質権欄に T 社株式 100 株が増加することとなる。また、振替株式に対する譲渡担保設定については振替法には明文規定はないが、A の口座の保有欄から T 社株式 100 株が減少し、B の口座の保有欄に T 社株式 100 株が増加することとなる。

十 剰余金配当

株券電子化後、配当金の支払方法として、現在の支払方法（配当金領収証払い、口座振込払い）に加え、新たに、登録配当金受領口座方式（株主が保有する銘柄すべての配当金について同一の預金口座で受領する方法）及び株式数比例配分方式（株主が口座を開設している口座管理機関（直近上位機関）に対して、配当金の受領を委任し、当該口座管理機関が株主に代わって配当金を受領する方法）を利用することが可能となる。

十一 新株発行、株式分割、株式併合等

公募増資の場合、会社が発行する振替株式は、引受証券会社の自己口座にいったん残高が新規記録された後、応募者の口座に振り替えられることとなる。第三者割当増資の場合、引受人の指定する口座に振替株式の残高が記録されることとなる。

株式分割や株式併合を取締役会で決定した場合、効力発生日の2週間前までに振替機関に対して一定の事項を通知しなければならない（振替法136条、137条）。株式分割や株式併合に伴う割当計算は、振替機関が行うこととなる。

十二 組織再編

吸収合併を例にとると、①存続会社及び消滅会社の発行する株式が振替株式、②存続会社の発行する株式が振替株式であるが消滅会社の発行する株式が非振替株式、③存続会社の発行する株式が非振替株式であるが消滅会社の発行する株式が振替株式、④双方の発行する株式が非振替株式、という4つのパターンがあることとなる。このうち①を例にとると、振替制度における吸収合併手続の基本的流れは次のようになる（振替法138条）。

①存続会社及び消滅会社の株主総会において合併契約を承認する。②消滅会社は合併効力発生日の2週間前までに振替機関に対して一定事項の通知をする。③②の通知を受けた振替機関は直近下位機関に対して同じ事項を通知する。④振替機関は、合併の効力発生日に、合併に際して交付する振替株式の新規の記録、消滅会社の振替株式の全部の記録の抹消を行う。（存続会社が合併に際して新株発行に代えて自己株式を交付する場合、合併の効力発生日において存続会社の口座に記録されている自己株式のうち、交付する数の振替株式についての抹消を通知する必要がある）。⑤消滅会社株主に対価が交付されることとなるため、交付すべき対象者を知るため、存続会社に対して、消滅会社株主に関する総株主通知が行われる。⑥③の通知を受けた口座管理機関も同様に通知、記録を行う。⑦振替機関が合併に際して交付する振替株式の新規記録を行うに際して端数が生じた場合、振替機関からの指示に従い、発行会社の口座に記録する。

十三 外国人株主の管理

現在の保管振替制度のもとでは、証券保管振替機構は非居住者である外国人等の情報

を直接管理せず、株主名簿管理人が株主の属性（個人・法人、居住者・非居住者）を管理している。

振替制度では、振替機関が株主情報を一元管理するため、株主の属性（加入者情報として区分される個人・法人、国内居住者・非居住者の別）や常任代理人等の情報も、振替機関で管理・把握することとなる。

十四 上場準備

株券電子化後、株式を上場するには、事前に株券不発行会社となることが必要となる

十五 特別口座

振替制度施行日までに株券を証券保管振替機構に預託しなかった株主のため、振替機関等に特別口座を開設することを要する（決済合理化法附則 8 条）。そこで、発行会社は、株主及び登録株式質権者に向けて、特別口座を開設する口座管理機関等に関する公告を行う必要があり、次の公告案はその一例である。

当社は、「株式等の取引に係わる決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます）の施行日である平成 21 年 1 月〇日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます）に対し、当社の普通株式を株券電子化後に機構が取り扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づき同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項に基づき下記のとおり公告いたします。

記

1. 決済合理化法の施行日において、機構をご利用になっていない株式に係る株主及び登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名又は名称、ご所有の当社普通株式の株式数等決済合理化法附則第 8 条第 5 項に定める事項を機構に通知いたします。
2. 特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

住所：東京都〇〇区〇〇町

名称：〇〇信託銀行株式会社

以上